

各医師会

医師国保組合ご担当者様

東京都医師国民健康保険組合

資格情報通知書・資格確認書の一斉交付並びに今後の予定について

平素より、東京都医師国民健康保険組合の運営にあたりまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現行の被保険者証、資格確認書の有効期限は令和 7 年 12 月 1 日となっております。

この度、マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）の有無に応じて、令和 7 年 12 月 2 日以降からご利用いただける資格情報通知書または資格確認書を一斉交付し、組合から事業所へ直接郵送いたします。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 一斉交付方法

① 資格情報通知書について

医療機関等を受診される際は、マイナ保険証を提示していただきます。

有効期限は、70 歳～74 歳までの方は令和 8 年 7 月 31 日、70 歳未満の方は期限がありません。

② 資格確認書について

医療機関等を受診される際は、資格確認書を提示していただきます。

有効期限は、70 歳～74 歳までの方は令和 8 年 7 月 31 日、70 歳未満の方は令和 9 年 7 月 31 日となります。

③ 郵送方法

○ 地区医師会所属の医師・従業員 ⇒ 登録の事業所の組合員本人（医師または従業員）宛

○ 大学医師会所属の医師 ⇒ 医局または自宅

資格情報通知書については普通郵便、資格確認書については簡易書留にて郵送いたします。

同じ世帯でマイナ保険証有無状況が異なる場合、それぞれに別送いたします。また、個別の封筒で郵送するため、同じ事業所の方でも、到着日時にばらつきがでる可能性がございます。

④ 被保険者が 5 人以上の世帯について

1 通の封筒に最大 4 名分の封入となるため、被保険者が 5 名以上の世帯については、封筒を 2 通に分けて郵送いたします。

⑤ 有効期限切れ被保険者証や資格確認書について

有効期限切れの被保険者証（クリーム色）、資格確認書（青色）は返却の必要はありません。

令和 7 年 12 月 1 日以降にご自身で裁断し破棄していただきます。